

# 「ITビジネス創出支援事業」実施業務

## 提案説明書（募集要項）

平成31(2019)年度版

### 1 業務の名称

「ITビジネス創出支援事業」実施業務

### 2 業務内容

「ITビジネス創出支援事業」実施業務 企画提案説明書（仕様書）参考

### 3 参加意向申出書（様式1）の提出

企画提案への参加を希望する事業者は、下記のとおり参加意向申出書を提出すること。

- (1) 提出書類 参加意向申出書（様式1）、
- (2) 提出期限 令和元年（2019年）5月23日（木）17時00分まで
- (3) 提出方法 直接持参、もしくは郵送にて提出すること。
- (4) 提出先 〒003-0005 札幌市白石区東札幌5条1丁目1-1  
インタークロス・クリエイティブ・センター内  
エレクトロニクスセンターサテライトオフィス  
一般財団法人さっぽろ産業振興財団 IT・クリエイティブ産業振興部  
IT産業振興課 担当：佐々木、山下  
TEL：011-814-5021 FAX：011-814-5041
- (5) その他 提出期限までに参加意向申出書を提出しない場合は、企画提案書の提出を認めないものとする。

### 4 企画提案書の提出・方法

- (1) 提案内容  
「ITビジネス創出支援事業」実施業務 企画提案説明書（仕様書）のとおり
- (2) 提出書類
  - ・正本（1部）、副本（8部）、および電子データで提出すること。
  - ・正本は下記ア～エの構成、副本は上記イ～エの構成とする。
    - ア 企画提案申込書（様式2）
    - イ 企画提案者概要（様式3）
    - ウ 全体企画提案書（自由様式）
  - ※事業実施体制、スケジュールが確認できる内容とすること。  
分量は、添付資料等も含めて最大でA4版30ページ程度までとする。添付資料を追加する場合は、極力A4版とすること。
  - エ 積算書（自由様式）  
※積算根拠がわかるように記載すること。なお、本積算額は企画書が選定された提案者との契約額を確定するものではない。
  - ・提出方法  
正本にのみ、提案事業所の名称、事業所の所在地、代表者の記名、押印、責任者の氏

名、電話番号、FAX番号を記載し、副本には、提案事業者を特定可能な情報の記載は行わないこと。

提出にあたっては、一式をクリップで留めることとし、特別な製本は行わないこと。

(3) 提出先

ア 提出方法 郵送又は持参による。

イ 提出先 〒003-0005 札幌市白石区東札幌5条1丁目1-1

インタークロス・クリエイティブ・センター内

エレクトロニクスセンターサテライトオフィス

一般財団法人さっぽろ産業振興財団 IT・クリエイティブ産業振興部

IT産業振興課 担当：佐々木、山下

TEL：011-814-5021 FAX：011-814-5041

ウ 提出締め切り

・企画提案申込書、企画提案者概要、全体企画提案書、積算書

令和元年（2019年）5月30日（木）

※ 下記 5 スケジュール参照

## 5 スケジュール

- 公示期間・・・令和元年（2019年）5月7日（火）～5月30日（木）
- 質問受付・・・令和元年（2019年）5月7日（火）～5月30日（木）
- 参加意向申出書 提出締切・・・令和元年（2019年）5月23日（木）17時必着
- 企画提案申込書、企画提案者概要、全体企画提案書、積算書の提出締め切り・・・令和元年（2019年）5月30日（木）17時必着
- 参加資格審査結果通知・・・令和元年（2019年）5月31日（金）（予定）
- プレゼンテーション審査・・・令和元年（2019年）6月中旬～下旬（予定）
- 審査結果、選定事業者の決定・・・令和元年（2019年）6月中旬～下旬（予定）
- 契約締結・・・令和元年（2019年）6月中旬～6月下旬（予定）

## 6 委託業務実施の条件

(1) 参加資格

応募者は、札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領第9条1項に規定する札幌市競争入札参加資格名簿（物品・役務）に登録されている者のうち、次の条件をすべて満たすものとする。

ア 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。

イ 参加資格申出書の提出期限、および提案書の提出期限企画書等の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日札幌市財政局長理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。

ウ 札幌市内に本社又は営業所等の拠点を有するものであること。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体であるもの又はそれらの構成員が行う活動への関与が認め

られる者でないこと。

オ 同一の企画競争において、事業共同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。

(2) 履行期間

契約締結の日から令和2年(2020年)3月6日(金)まで

(3) 報告業務

全事業の完了報告を、各種資料を添えて提出すること。

・提出期限：令和2年(2020年)年3月6日(金)

(4) 業務管理者・業務担当者の設置

本業務の履行に際しては、業務の管理及び統括を行う者を1名(以下「業務管理者」という)配置する。当財団との業務打ち合わせには、原則として業務管理者が出席する。

## 7 質問及び回答方法

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問受付期間内に所定の質問状(様式4)に質問の要旨を記入し、一般財団法人さっぽろ産業振興財団 IT・クリエイティブ産業振興部 IT産業振興課宛に電子メールで送信すること。

タイトルは「ITビジネス創出支援事業 実施業務質問書」とすること。

※送付先メールアドレス [it-pro@sec.or.jp](mailto:it-pro@sec.or.jp)

(2) 質問受付期間

上記 5 スケジュールによる。

(3) 質問に対する回答方法

質問者に随時回答する。

その他、企画提案を受けるうえで広く周知をはかるべきと判断されるものは、質問者の名を伏せてホームページで公表する。

## 8 参加資格通知

参加資格審査の結果については、スケジュールに従い個別に通知する。

## 9 企画書の選定方法

(1) 審査

企画提案は、書類審査及び下記にあげるプレゼンテーションにより審査を行うこととし、当財団の関係部局の職員、外部有識者からなる「ITビジネス創出支援事業」実施業務企画競争実施委員会において、10「評価の視点」により総合的に審査する。なお、企画提案数が多数の場合は、委員による書類選考を行う場合がある。

(2) プレゼンテーション審査

- ・プレゼンテーションの出席者は、総括責任者を含む最大3名までとする。
- ・プレゼンテーションは1社約30分間(提案説明約20分、質疑約10分)を想定し、順次個別に行う。
- ・事前に提出された企画提案書に基づいて、企画提案をすること。当日のプロジェクト

ターの使用、および追加資料の配布は認めない。

- ・プレゼンテーションの実施概要については、別途通知する。

(3) 選考結果の通知

審査の結果は、速やかに提案者全員に対し、文書により通知する。なお、提案者が1社のみであっても、実施委員会が定める最低基準点（全審査員の持ち点の6割）を超えている場合は、契約候補者とする。なお、全事業者が最低基準点以下で有った場合は、契約候補者の選定をおこなわない。

(4) 契約の相手方について

契約の相手方は、上記審査によって選定された者との間で、随意契約により行うことを原則とする。なお、選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。また、提案の内容がそのまま契約となるものではなく、具体的な契約内容及び委託費の額は、選定後に当財団との交渉を通じて決定する。

## 10 評価の視点

(1) 業務遂行能力全般

ア 業務遂行体制

- ・業務を実施するに当たり、業務責任者が適切な経歴を有し、業務を円滑にすすめられる必要かつ十分な体制であるか。
- ・企業としての委託業務の実行力を示す類似の実績があるか。
- ・当財団から提案する予算の範囲内で提案しているか。また、予算の配分が適切であるか。

イ スケジュール

- ・業務を実施するにあたり、全体のスケジュール設定が妥当であるか。

(2) 企画提案内容

ア セミナー

- ・セミナーの実施スケジュールが妥当であるか。
- ・提案内容が、情報処理推進機構などが定める「IT融合人材に関する育成フレーム」を意識した内容となっているか。

イ ハンズオン支援等について

- ・ハンズオン等の支援体制が、事業モデルを構築する上で適当であるかどうか。また、事業ごとに、適当なメンターをマッチングさせることができる内容となっているか。
- ・人材育成に用いる評価基準が、事業目的に照らして適当であるか

ウ 採択事業の推進および波及に関する取り組みについて

- ・提案の内容が、採択事業をビジネスモデルとして当該分野に波及させていくために、適当であるか

エ 札幌市 IoT イノベーション推進コンソーシアムとの連携について

- ・札幌市 IoT イノベーション推進コンソーシアムとの連携内容が、本事業の実施において効果的なものとなっているか

## 11 問い合わせ先

〒003-0005

札幌市白石区東札幌5条1丁目1-1

インタークロス・クリエイティブ・センター内

エレクトロニクスセンターサテライトオフィス

一般財団法人さっぽろ産業振興財団 IT・クリエイティブ産業振興部 IT産業振興課

担当：佐々木、山下

TEL：011-814-5021 FAX：011-814-5041

Eメール it-pro@sec.or.jp